

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び同月○日付けの葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C出張所において、営業職として就労していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、同市内の自宅マンションから飛び降りて自死した。請求人によると、業務による強い心理的負荷により精神障害を発病し、正常な判断力や行為選択能力を失ったためであるという。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことにつき、本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件の平均賃金算定期間である〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「算定期間」という。）に係る被災者の労働時間について、監督署長が一件資料に基づいて認定した日々の労働時間に対し、被災者が使用していたパソコンのファイル更新履歴（以下「ファイル更新履歴」という。）のファイル更新時刻を基に、代理人意見書添付の「被災者 労働時間集計比較表」のとおり算定すべき旨を主張している。

そこで、当該比較表を月単位で精査すると、同年〇月及び〇月についてはおおむね監督署長の算定どおりとなっているところ、同年〇月については時間外労働時間数にかなり大きな差を生じるものとなっており、その差は、同月〇日から〇日までの期間（以下「当該期間」という。）について顕著なものとなっている。

- (2) そこで、当該期間における被災者のファイル更新履歴等についてみると、以下のとおりである。

ア 〇年〇月〇日から同月〇日までの間について

(ア) 被災者は、〇年〇月〇日から同月〇日までの間、会社のインセンティブ報酬の研修旅行としてD国に出張していたことが、請求人からの陳述書及び会社の勤務情報から確認される。

(イ) 〇月〇日及び同出張期間中に、被災者が更新したファイルの履歴をみると、「参加者共有用写真」という名称のファイルが多数確認される。同ファイルは、被災者が研修参加者によって撮影された画像を取り込んで共有化したと考えられる。これらのファイルは、日本時間では深夜に当たる時間帯に編集されているものの、現地においては昼間の活動時間帯に行われたものと確認し得るものであり、また、撮影内容も業務のために必要とされたものであるとは判断し得ず、同ファイルの更新等をもって時間外労働

に該当するものとはといえないことは明白である。

イ ○年○月○日について

同日についても、請求人は、ファイル更新履歴の時刻を根拠に、被災者が午後11時44分まで時間外労働を行ったと主張する。

同日におけるファイル更新履歴は、講演会関係のファイルが午前8時台から午後1時まで6つあり、その後は、ディベート資料関係のファイルが午後3時台に2つ、午後11時44分に1つ認められる。

請求人は、午後11時44分のファイル更新履歴を基に、同時刻まで就労していたと主張するも、同ファイルの内容及び起草者等は不明である上、同日午後3時から午後11時までの約8時間にファイル更新履歴が全く認められないことからみて、同時刻まで被災者が継続的に業務を行っていたと判断することはできない。

ウ ○年○月○日について

請求人は、同日についてもファイル更新履歴の時刻を根拠に、被災者が同日の日付を超えて翌日の午前1時19分まで時間外労働を行ったと主張する。

同日のファイル更新履歴は、講演会関係のファイルが午前8時から同12時までに4つあり、その後は、会議関連資料のファイルが翌日午前1時19分に1つ認められる。

請求人が継続して労働していたと主張する根拠となる午前1時19分のファイル名は、「○○○.pdf」というものであるが、上記と同様、同ファイルが更新されるまでの約13時間についてはファイル更新履歴が全く認められないことに鑑みると、同日についても、被災者が継続的に業務を行っていた根拠となるものではないと言わざるを得ない。

- (3) したがって、監督署長が認定した被災者の労働時間数について、ファイル更新履歴に記録された時刻を基に改めて算定し直すべきとする請求人の主張には根拠が認められないことから、これを採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。